

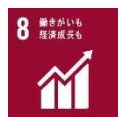
## 第7章 分野別施策の推進

### 1 同和問題（部落差別）

#### 【人権施策基本方針における目指す姿】

同和問題解決への県民等の主体的な取組を推進し、部落差別のない社会の実現

#### 【当該分野の人権施策が寄与すると考えられるSDGsの目標（ゴール）】



#### 【現状と課題】

- 同和問題（部落差別）は、日本社会の歴史的過程で形づくられた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお日常生活の上で様々な差別を受けるなど、日本固有の人権問題です。
- 昭和40（1965）年の「同和对策審議会答申（同対審答申）」を受けて、昭和44（1969）年に「同和对策事業特別措置法」が制定されました。それ以後、幾度かの法改正等を経ながら、生活環境の改善、産業の振興、職業の安定、教育の充実、各種啓発・相談体制の強化、社会福祉の増進の各分野で多岐にわたる施策が推進されてきました。
- 「同和对策事業特別措置法」制定以後、名称を変えながら33年間にわたって続いた特別措置に関する法律は平成14（2002）年3月末をもって失効しました。なお、この法の失効に当たって県は、平成14（2002）年2月に「今後の同和对策のあり方」を定めました。同和地区（被差別部落）の実態は道路整備事業など住環境面を中心に改善されてきていますが、一部に立ち遅れがあることを視野に入れながら、「差別があるかぎり同和問題（部落差別）解決のために必要な施策について適切に対応していく」こととし、その後も部落差別の解消に向けた取組を積極的に推進しています。
- 国は平成28（2016）年、「部落差別解消法」を施行し、部落差別の解消を推進し、さらに平成30（2019）年、国はインターネット上の同和地区（被差別部落）に関する識別情報の提示は削除要請の対象とする見解を示しました。
- しかし、今もなお、同和地区（被差別部落）かどうかの問い合わせや、差別発言、差別落書きなどが市町村等から県に報告されているほか、インターネット上での差別を助長する行為や差別的な書き込みが行われています。
- 平成28年（2016）年2月、民間の出版社が「全国部落調査」の復刻版の出版予告とそのデータをネット上へ掲載したため裁判事件へと発展しました。訴訟から5年以上経過した令和3（2021）年9月東京地裁は、被差別部落の一覧表の公表は身元調査を容易にし、部落差別を助長するとし、「復刻版 全国部落調査」の出版差止めに加えインターネット上で

のデータ配布・二次利用の禁止等、基本的に原告側の主張を認める判決を出しました。

○なお、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）」では、インターネット上で他人の権利侵害があったときに、プロバイダ（※）やサイト管理者等関係者に対して侵害情報の送信防止措置を講じることなどの自主的な対応を促すに留まり、その情報の削除は原則としてプロバイダの判断に委ねられており、同和地区（被差別部落）に関する情報等をもとにした差別を助長する内容の掲載に適切に対応するために、実効性のある措置が求められているところです。

※インターネットへの接続サービスを提供する事業者

○鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果では、「同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけ」について、「学校の授業で教わった」と答えた割合が47.5%、「父母や家族から聞いた」が20.5%で、「同和問題（部落差別）を知らない」と答えた割合は2.4%となっています。一方、内閣府の「人権擁護に関する世論調査」（平成29年度）では、「学校の授業で教わった」が22.9%、「家族から聞いた」が19.6%、「同和問題を知らない」が17.7%となっており、同和問題（部落差別）の認知度について学校教育の影響が大きいと考えられます。

○「過去5年間で同和地区（被差別部落）の人々に対する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがある」と回答した割合は16.2%、また、住宅を選ぶ際に「物件が同和地区（被差別部落）にあったら避ける」と回答した割合は22.9%で、家族が結婚や就職をする際、身元調査を容認する県民が39.4%にのぼり、同和問題（部落差別）に関する差別意識がなお存在しています。

○また、同和地区（被差別部落）やその住民との関わりは、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識を高めることと強く関係していることから、交流の機会や地域課題の解決に向けて協力して活動する取組も重要です。

○隣保館（※）は地域住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となるコミュニティセンターとして高齢者、障がい者、生活困窮者など地域における社会的弱者の生活上の各種相談や人権啓発に係る取組などを総合的に取り組むことが求められています。また、平成30（2018）年4月の改正社会福祉法の施行により、隣保館の役割として、「社会的課題や困難を抱えた人（世帯）の把握と支援」が求められています。

※隣保館は、社会福祉法に基づき、その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行う施設であり、その名称は「人権福祉センター」など、設置主体である市長によって異なります。

○同和地区における就労の状況については、隣保館での聞き取り等によると不安定就労の割合が高いという結果が出ています。

○偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査への利用につながる戸籍や住民票の写しの不正取得は、平成20（2008）年に戸籍法等が改正された後も依然として発生しています。全国的に不正取得をしていた法務事務所が、平成23（2011）年から24（2012）年にかけて鳥取県の自治体からも35件を取得していたことが判明しました。

このような不正取得の抑止をはかるため、全国の市町村において、第三者に戸籍や住民票

の写しを交付した場合に、本人にその事実を知らせる「本人通知制度（※）」の導入が進み、鳥取県では平成25（2013）年8月1日をもって全市町村導入済みです。ただし一般に広く浸透しているとはいえ、制度の周知等を進める必要があります。

※市町村が、戸籍の謄抄本や住民票の写し等を本人以外の第三者に交付した場合に、そのことを本人に通知する制度

## 【施策の基本的方向】

### （1）教育・啓発の推進

鳥取県人権意識調査（令和2年5月）の結果からも同和問題（部落差別）をはじめて知ったきっかけが「学校の授業で教わった」場合、「父母や家族から聞いた」場合に比べ、「結婚差別」について正しい知識・態度が身につけている傾向がみられ、同和問題（部落差別）を学校の授業で扱うことの効果は認められています。

学校教育では、部落差別を解消するため、同和問題（部落差別）についての理解と認識を深めるとともに、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めながら自己実現を図っていきけるよう、児童生徒の実態を適切に把握しながら、主体的な実践行動につなげることができる児童生徒を育てる教育の推進に努めます。

社会教育では、小地域懇談会や各種研修講座等を通じて、参加者一人ひとりが同和問題（部落差別）を自らの問題として認識し、人権感覚を磨くことができるよう、教育の取組の充実に努めます。

また、部落解放月間（7月10日～8月9日）、身元調査お断り運動（※1）、宅地建物取引上の人権問題に関する鳥取県行動指針、えせ同和行為（※2）の排除など、各種の啓発の取り組みについて、より効果的な手法等を検討しながら引き続き実施します。

さらに、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査を、「しない、させない、許さない」という啓発活動について継続して取り組みます。身元調査につながる住民票の写し等の不正取得を抑止するため、県内すべての市町村で事前登録型等「本人通知制度」が導入されており、この制度の周知に努めます。

※1：結婚や就職に関する身元調査など、偏見や差別意識に基づいて行われる身元調査は重大な人権侵害行為であり、なくしていこうとする県民運動

※2：同和問題を口実に高額な凶書を送りつけるなど、ゆすり・たかり等をする違法・不当な行為

### （2）隣保館における相談機能等の充実

啓発の取組として、地域住民との交流により、お互いに理解しあうことが、同和問題（部落差別）についての正しい認識や人権意識の高揚につながるため、引き続き、隣保館で行う各種教室や研修会、文化祭などの交流事業への支援を行います。

隣保館が相談ニーズや地域生活課題の把握、被差別当事者に寄り添った心理的ケアと地域福祉の取組を展開していきけるよう、相談・支援活動の充実や職員の資質向上について支援を行います。

また、「地域福祉計画」に隣保館が位置付けられるよう、地域福祉を推進するうえで隣保館が重要な相談機能を有していることについて市町村に周知していきます。

### （3）就労の支援

同和問題等雇用連絡協議会において同和問題（部落差別）をはじめとする人権問題についての情報交換と協議を行い、すべての者の就職の機会均等の確保及び公正な採用選考に

よる雇用の促進と安定を図ります。

また、事業所(企業)に対し、公正採用選考人権啓発推進員の設置を呼びかけ、推進員への研修を実施し事業所内における人権意識の高揚と、差別のない合理的な基準による採用選考を推進します。

産業に対する支援は、関係団体と連携を図り地域の実情にあわせた支援を実施します。

#### (4) 差別事象等への対応

県が設置、管理する公共施設(ウェブサイトも含む)に対する差別落書きについては、差別落書き未然防止指針及び差別落書き対応要領に従って対応します。

さらに、市町村から報告のあった事象も含めて、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の小委員会である差別事象検討小委員会において、県内で発生した人権に係る差別事象の正確な実態把握と原因や背景の分析及び対応並びに今後の効果的な啓発、支援等の施策の検討を行います。

また、問題解決の一助として、「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」を活用した相談対応も行います。

インターネット上での差別的な書き込みや誹謗中傷等について市町村等と連携し、モニタリングを実施し掲示板の管理者への削除要請等を行うとともに人権やインターネットの適正利用、モラル等についての正しい理解が広がるような啓発広報等の取組を推進します。また、既存の枠組みでは解決が難しい問題については、法改正などの実効性のある防止策について国へ働きかける等の対応を行います。

#### (5) 関係団体との連携

(公社)鳥取県人権文化センター、鳥取県人権教育推進協議会など関係団体との連携・協働をさらに進めるとともに、これらの団体が行う調査研究、人材養成、学習資料作成などの取組に対して支援し、その充実を図ります。